

毎週火、金曜日発行(但休日^日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次
災害救助法の適用地域

告示

鳥取県告示第五百四十号

災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づき、関金町に災害救助法を適用した。

昭和三十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗